

第8回入善町農業委員会議事録

令和6年3月11日午前10時から第8回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 17名

1番 五十里 章	2番 廣 清 奈緒美	3番 寺 田 晴 美	4番 森 下 さゆり
5番 森 下 吉 光	6番 上 田 幸 嗣	8番 竹 田 隆 浩	9番 嶋 先 良 昭
10番 安 藤 清 雅	11番 小 林 真一郎	12番 米 山 義 隆	13番 坪 野 和 夫
14番 前 田 俊 彦	15番 永 山 美 和	16番 亀 田 英 司	17番 上 野 好 雄
18番 田 中 吉 春			

欠席委員 1名

7番 西 川 信 一

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	清 水 弘 美
入善町農業委員会	主 事	南 茂 和佳菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第25号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第26号 事業計画変更の申請による意見進達について
日程第6	議案第27号 農用地利用集積計画の決定について
日程第7	議案第28号 農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について

議長（米山 義隆）

3月に入りまして、至るところでトラクター等も動き出し、もう今月の中旬ぐらいからは苗を水につけたいかなと、今シーズンが始まる時期になってきました。皆さんもご存知の通り、先週日本穀物検定協会から今年の品質について発表がありましたが、富山県におきましては、3品種コシヒカリ、てんこもり、富富富が全てAだったというところで、なかなか得Aに行けないというのはもどかしさを感じておりますが、昨年のコシヒカリから見て、Aを取れたのは、よく頑張ってるなというようなところがありまして、そういった捉え方をして、前向きに今年の生産に関わっていかなきゃと思っております。

また、ステイゴールド寺田ファームさんの受賞については、本当におめでとうございます。委員会としても本当に喜ばしく思いますし、また寺田委員をはじめ、ロッキーファーム、また、たくさんの方が今年度表彰を受けておられます。こうして町の農業が評価されるっていうことは非常にありがたいことで、これをまた励みにしながら新シーズンの作付けに入っていければと思っております。

また話は変わりますが、今日3月11日、ちょうど13年前、東日本大震災が起こった日になります。今年の元旦に能登半島地震が起きたように、記憶に新しいところにまた蘇ってきて、今ここで改めてしっかりと防災に対する意識、そして農家もやはり最近ではBCP、危機管理の計画をきちんと立てなさいということを言っている中でありますので、そういったところもまた委員の皆様には相談等ありましたら乗

っていただき、これからの営農に繋げていけるような、そういったところで考えていただきたいなというふうに思っております。よろしくお願いします。それでは議案にしたがって進めさせていただきます。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第7の終了までといたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(米山 義隆)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。16番亀田委員と17番上野委員に決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、ご両名に決定いたします。

議長(米山 義隆)

次に、日程第3、議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、3件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町田中〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は3,020㎡です。申請地の位置図は、議案書の3ページをご覧ください。

譲渡人は、入善町田中〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町田中〇〇の〇〇さんです。申請地はもともと譲受人が耕作しており、所有権移転をするため今回の申請に至りました。

許可要件の確認ですが、農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は全ての農地を効率的に利用できると見込まれること、農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること、譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、五十里委員にいただいております。

申請番号2番、農地の所在地は、入善町吉原東〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに畑、面積は678㎡です。

譲渡人は、埼玉県北本市〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町吉原東〇〇の〇〇さんです。申請地は、譲受人宅に隣接する農地で、草刈りなど保安全管理がされていたところです。譲受人が、野菜や花を栽培するため、今回の申請に至りました。

許可要件の確認ですが、農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は全ての農地を効率的に利用できると見込まれること、農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること、譲

受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、寺田委員にいただいております。

続きまして、議案書の2ページ、申請番号3番、農地の所在地は、入善町小摺戸〇〇の計10筆で、台帳地目、現況地目はともに田、合計面積は16,911㎡です。

申請地の位置図は、議案書の4ページをご覧ください。申請地が離れたところにあるため、上段と下段に分けて載せてあります。

譲渡人は、〇〇さん、譲受人は、入善町小摺戸〇〇の〇〇さんです。申請地は、もともと譲受人が耕作しており、所有権移転をするため今回の申請に至りました。

許可要件の確認ですが、農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は全ての農地を効率的に利用できると見込まれること、農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること、譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、安藤委員にいただいております。

以上3件です、よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

五十里委員

〇〇さんが家にいらっしゃいまして、今作ってもらっている田んぼを親戚に譲りたいということで、現地も確認しましたところ、大丈夫だと思いましたので確認印を押しました。

寺田委員

元々所有者さんはここにおられなくて、草刈りして管理されていたところなのですが、すぐ隣の〇〇さんが譲り受けて畑をされるということで、問題ないと思いましたので、確認印を押しました。

安藤委員

昨年から相談を受けていたんですけども、書類が揃いましたのが2月17日で、現地も確認して問題がないと認めたので、確認印を押しました。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

小林職務代理者

2番目はですね、埼玉県に在住しておられるということで自作地が1,200㎡になってるんですが、その中から678㎡売買するという話ですけど、実際に自作ということでやっておられるのかどうかということも含めてなんですけども、残りの農地をどうされるのかなというのはちょっと心配なところであります。

事務局

譲渡人の方はまだ他にも農地を持ってらっしゃって、利用権をきちんと設定してあるものもあれば、そうでないものもありまして、そのような農地が自作地に入っているものと思われます。

議長（米山 義隆）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第4、議案第25号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案書の5ページをご覧ください。議案第25号「農地法第5条の規定による意見進達について」次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は3件の申請があります。また申請番号3番に関連して、事業計画変更申請も併せて提出されていますので、議案第26号も続けて説明いたします。

申請番号1番、貸渡人は入善町上野〇〇の〇〇さん、借受人は入善上野〇〇の〇〇さん外1名、申請地は入善町上野〇〇の1筆。台帳地目は田、面積は486㎡で、転用目的は住宅敷地で、権利の種類は使用貸借権の設定です。

借受人の一人、〇〇さんは、貸渡人の〇〇さんの娘さんです。ご主人と小学生のお子様2人との横浜にお住まいでしたが、2年前に富山県に戻り、奥様のご実家でご両親とともに生活しておられます。

ご実家は、車通りが多い場所にあり、小さな子供が生活するには危険が多いこと、また6名が生活するには手狭でもあります。ご両親とは、子育ての協力や、また将来は両親の世話も行いたいと考えていることから、ご実家に近く行き来の際の安全性も高い、今回の申請地を選定し、転用申請を行うものです。

申請面積は486㎡と、一般住宅としての目安である500㎡の範囲内で、住宅、自家用車2台分のカーポート、物置、庭、来客用駐車場として利用するための面積と認められます。排水につきましては、生活排水は下水道に接続し、雨水排水は東方向にある排水路に流す予定です。

申請地は第1種農地ではありますが、転用目的が「住宅敷地」であり、転用許可基準が「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができると認められない（集落接続）」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

また、申請地につきましては、昭和58年8月13日に除外済であり、隣接耕作者及び入善土地改良区の同意書等も添付されていることから、本案件は転用可能と考えます。

農業委員の意見書は廣清委員にいただいております。

続きまして申請番号2番、譲渡人は入善町入膳〇〇の〇〇さん外4名、譲受人は入善町入膳〇〇の〇〇さん、申請地は入善町入膳〇〇の計10筆。台帳地目は田及び畑で、合計面積は1,981㎡です。転用目的は貸駐車場敷地及び貸資材置場で、権利の種類は所有権移転です。

申請者の〇〇さんは 株式会社〇〇の取締役ですが、事業所敷地の一部が国道8号バイパス拡幅工事の対象用地となったため、建物の解体、建て替えが必要となり、また事業所の駐車場や資材置場が減少することから、代替地として利用するため、今回転用申請することとなりました。

雨水排水につきましては、申請地に設置する排水溝へ流す予定です。申請地につきましては、第3種農地であり、原則許可のため、農地の区分と転用目的に問題はありません。また、申請地は昭和47年3月15日に農業振興地域外となり、除外は不要です。入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきであると考えます。

農業委員の意見書は五十里委員に頂いております。

続きまして、申請番号3番、申請地は入善町上飯野〇〇外3筆の計4筆、台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は8,442㎡です。貸渡人は、入善町上飯野〇〇の〇〇さん外2名で、借受人は入善町上飯野〇〇の〇〇さんです。転用目的は陸砂利採取で、契約内容は賃借権の設定です。

申請者の〇〇さんは、土石採取・販売の事業を中心に様々な分野の事業を行っている会社ですが、今回の申請地で、陸砂利資源開発と併せて土壌改良および圃場整備を行う計画としたことから今回の申請となりました。

今後、2か年の計画期間で、8,442㎡の申請地から、42,000㎡の砂利を採取し、50,400㎡の土砂を埋め戻す計画であります。申請地は、完了後に農地に原状回復することから、一時的な転用であり、農振農用地から除外の必要はなく、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められます。また、耕作者、地区代表者の同意書および入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は、嶋先委員にいただいております。

次に議案書の9ページをご覧ください。議案第26号「事業計画変更の申請による意見進達について」次のとおり、事業計画変更の申請があったので審議を求めます。

変更前の貸渡人は入善町上飯野新〇〇の〇〇さん外2名で、借受人は〇〇さん。申請地は入善町上飯野〇〇外5筆の計6筆。台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は17,688㎡。転用目的は陸砂利採取で、契約内容は賃借権の設定とし、計画期間は令和4年10月1日から令和6年9月30日までの2か年の予定でした。

そして変更後の申請地は入善町上飯野〇〇外4筆の計5筆。合計面積は14,898㎡。変更内容は、陸砂利採取地の変更です。

変更後の位置図は ページをご覧ください。先ほどの〇〇さんの5条案件のページと併せてご覧いただくとわかりやすいと思います。

変更理由としましては、隣接地で〇〇さんが、陸砂利採取を行うことから、〇〇さんに対して許可済みの土地の一部を、〇〇さんが共同使用することになり、その共同使用部分について〇〇さんが一時転用の再申請を行うことから、今回の事業計画変更となりました。

以上4件、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

廣清委員

2月15日に申請書類を揃えてこられて、現地も確認してまいりました。山側に農業用機械の搬入口も

給水口もありますので、問題ないと思い確認印を押しました。

五十里委員

行政書士の方から話がありまして、書類を確認したところ、問題ありませんでしたので、確認印を押しました。

嶋先委員

今話がありましたとおり、地権者、耕作者、区長さん方の同意が得られていたので、はんこを押しました。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。では、議案第25号「農地法第5条の規定による意見進達について」及び議案第26号「事業計画変更の申請による意見進達について」の質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

安藤委員

〇〇さんの、すぐ左側の一番広い敷地なんですけど、これはどこにも接道してない状況なのか、もし接道してなければ、その周りのお宅の敷地から侵入するのか、その確認だけさせてください。

事務局

はい。こちらの住宅地図が正確ではなくて、説明させていただきます。この地図の斜め上8号線沿いですが、申請地のところまで接道するように拡張工事がされる予定です。8号線から直に入れるようになる予定です。

安藤委員

一番小さく見える土地から入っていくということですか。

事務局

そちらからこの駐車場に入っていくような形になります。

安藤委員

右上の離れているところはどやって侵入するのですか。

事務局

ここには川が流れていて、そこに鉄板を張って行き来ができるようになります。今回の申請地だけ見ると、細いところを通っていくように見えるんですが、その横の空いている部分が駐車場になっているので、ここからも入れるようになります。

安藤委員

ありがとうございました。

小林職務代理人

1番の申請ですが、これは現在どなたが耕作しておられて、犬走りだとかの整理はされていますでしょうか？

事務局

〇〇さんがやっておられます。犬走り等の協議につきましては、申請人と〇〇さんで今後調整されるということでした。特に何かを設けるというお話は何っておりません。

議長（米山 義隆）

廣瀬委員そのあたりはいかがですか。

廣瀬委員

耕作者さんの承諾は得ておられました。

議長（米山 義隆）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第6、議案第27号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第27号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、その決定を求めます。

今回は、農地中間管理事業に関する申請ですので、次の議案第28号「農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について」を、合わせて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。

農用地利用集積計画により、出し手農家の方から農地中間管理機構へ賃貸借権等が設定され、農用地利用集積等促進計画により、農地中間管理機構から受け手農家の方に賃貸借権等が設定されるという流れとなっております。また、農地中間管理機構が受け手農家に貸し付けることを目的として取得する権利をまとめて農地中間管理権といいます。

また、農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、この農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用集積等促進計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用集積等促進計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、町が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。今回は、別紙の補足資料にて報告させていただきます。

地区別についてはご覧の通りです。

合計のみ読み上げます。

新規は、89件、224筆、409,371㎡

再設定は、385件、953筆、1,731,743㎡

合わせて474件、1,177筆、2,141,114㎡です。

以上、よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

小林職務代理者

例えば44ページの〇〇の経営面積が389,000㎡ほどになっているんですが、実際には48ha余りやっтерんですが、この差っていうのはどういうことが考えられますか。〇〇さんも100haほどになっているんですけど、実際110数haやっておられるんですが、どういうことが考えられるのか、是正するためにはどう

いう手続きというか、どうすればいいのかなとちょっと確認をしたいと思います。

事務局

ここに書かれている面積は、農地台帳に書かれていて委員会で把握している経営面積になっておりまして、所有されている農地の面積と、利用権設定により、賃貸借権をつけている農地の面積が書かれております。

小林職務代理人

あとは闇でやっているものになりますか？

事務局

それか、もしくは個人から法人化して会社になっている方に関しましては、当初個人で契約していらっしゃるものは会社の経営面積には入ってきていないので、更新されるたびに追加されていくというような形になります。

田中委員

うちの地区の話じゃない質問なんですけど、小摺戸地区の〇〇さんと〇〇さんは多分同一の経営だと思うんですけど、この面積は2人を足しているのか、それともそれぞれこれだけ契約しているという考えなのでしょうか。

事務局

今おっしゃっていただいた通り同じ形態でして、家族経営協定という形で認定農業者の認定を受けておられます。なので、1経営体でこの経営面積という形なので、按分したわけではなく、〇〇さん〇〇さんでこの面積というふうに書いております。

安藤委員

契約期間って勝手に大体10年くらいという暗黙のルールがあるのかと思ってたんですけど、〇〇さんは30年以上で契約してるんですけど、そこは自由なんですか。

事務局

そうですね。3年、5年、10年というふうに皆さん刻まれる方が多いんですけど、機構通しは最近3年契約以上っていうのができるようになったのですが、期間の長さについては特に定められていなくて、10年でも15年でも20年でもお互いの了承が取れていればできます。

議長（米山 義隆）

うちなんかでも、10年か15年かどうしようかという話をするんですけど、ただ、中には新規契約になるものも出てきます。そうすると、その周期の日が合わなくなる場合は、2年や3年にして、最終的に周期を合わせるような相談も受けながら、契約を結ぶということをしています。決まりはないので、地主さんとの話し合いの中で決めていただければいいなと思います。

議長（米山 義隆）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。

今日の新聞のチラシの中に、太陽光発電のチラシが入っておりまして、最近県の常設委員会の中にも申請が上がってきております。ただそのその他の後の管理について非常に問題視される部分がありまし

て、作った方がいいが、震災等で事故に遭った場合とか、そのままになってしまう懸念がないかということで、もしこのあたりでもそういった案件があった場合には、やはり慎重に、会社等もですが、現地確認を行っていただきたいなということを思っております。

それからですけど、また話が変わりますが、さくら祭りの件で、4月5日に開催されます。今回は会場で完全な飲食ということになりましたので、当日は農業委員会の席を確保しておきますので、安心して会場の方に来ていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

他になにかありますか。ないようなので、それでは事務局から何かありますか。

事務局

はい、事務局より、今回配布物は特にございませぬ。事務連絡ですが、先月ご案内させていただきました富山県農業委員会研修会、3月13日水曜日の13時半から16時20分までアイザック小杉文化ホールラポールで行われます。12時20分に役場1階のロビー集合をお願いいたします。どうしても都合悪くなってしまうという方おられましたら、帰りに事務局の方までお声がけください。よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございせんか。では、特にご意見等がないようですので、これをもって第8回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、令和6年4月11日木曜日、午後1時30分から行う予定ですのでよろしくお願いいたします。

（閉会 午前10時51分）